

安平町告示第 77 号

安平町飲料用に使用していた井戸修理等見舞金支給要綱を次のとおり定める。

令和 2 年 6 月 26 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町飲料用に使用していた井戸修理等見舞金支給要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、平成 30 年北海道胆振東部地震により飲料用に使用していた井戸の修理等を実施した者に対し、安平町飲料用に使用していた井戸修理等見舞金（以下「井戸修理等見舞金」という。）を支給することにより、災害を受けた町民の経済的負担の緩和と生活再建に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 平成 30 年北海道胆振東部地震により生ずる被害をいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、飲料用に使用していた井戸を所有している者をいう。

(井戸修理等見舞金の支給)

第 3 条 家屋のり災区分が一部損壊以上で、飲料用に使用していた井戸が災害において被害を受け、修理等を行った場合で別紙様式 1 及び修理等を行った事が分かる書類を添え、その所有者の代表として申請した者に対して次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 井戸が枯渇し新たに設置した場合及び修理した場合 上限 50,000 円
- (2) 井戸の修理等費用が 50,000 円以下の場合 その実費分

(遺族の範囲等)

第 4 条 井戸修理等見舞金を支給する遺族の範囲及びその順位は、災害弔慰金の支給の例による。この場合において、井戸修理等見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(支給の制限)

第 5 条 町長は、井戸修理等見舞金を受けるべき者の故意又は重大な過失によるものである場合は、その全部又は一部を支給しないことができる。

2 町長は、偽りその他不正の行為により井戸修理等見舞金の支給を受けた者がいるときは、その者から当該井戸修理等見舞金を返還させることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、井戸修理等見舞金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年9月6日から適用する。